

<巻頭言>

改正介護保険制度

小山秀夫

国立保健医療科学院 経営科学部長

Reform of Long-term Care Insurance System

Hideo KOYAMA

Director, Department of Management Science, National Institute of Public Health

経営学の世界ではミッション、バリュー、ビジョンそして戦略という言葉が広く使用されるようになった。「使命」「価値」「将来計画」と訳しても良さそうだが、企業などの存在理由を文書化するミッションを「使命」と訳し、組織を導く時間を超越した原則であるバリューを単に「価値」と訳してしまうと、それぞれの関係がわからなくなる恐れがある。ビジョンは常にミッションやバリューに従属的でなければならぬし、戦略はミッション、バリュー、ビジョンを具体化するものである。

今回の介護保険改正法の提案理由は「高齢化の一層の進展等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため・・・」という文書から始まっている。この「尊厳を保持」という言葉が法律の目的である第1条に付け加えられた。当然視する人も少なくないが、法律の目的が書き換えられるということは、存在理由の変更であり、明らかにミッションの一部変更が行われたことになる。

また、改正案に盛り込まれている「予防重視」は、さしずめバリューの変更であり、「個室ユニット化」「地域密着型サービス」はビジョンで、例えば「食費及び居住費に係る保険給付の見直し等保険給付の効率化及び重点化」というのは戦略の変更にあたる。改正法の柱は、予防給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付の見直しなど保険給付の効率化・重点化、地域密着型サービスの創設、有料老人ホームの見直しによる新たな住まいの検討、介護支援専門員の資格並びに事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入によるサービスの質の確保・向上などである。このうち「食費及び居住費に係る保険給付の見直し」は、明らかに戦略の変更であるが、在宅優先という明確なビジョンから導き出されたと考えることもできる。逆に、「予防重視」はバリューの変更であるが、国際的にも前例のない介護サービスと介護予防サービスを明確に区分し、介護予防のプログラム開発と今後提供される介護予防サービス事業の評価のシステムを構築することにほかならない。

さらに「地域密着型サービス」では、市町村長が事業者を指定し、その市町村の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給を行うことになっている。これまで介護保健施設や事業者の指定および監督は都道府県の仕事であるが、指定地域密着型サービス事業については市町村長の権限になった。これも戦略の一部変更である。

今回の特集では、改正介護保険法の内容について各専門家から概要を説明した上で、若干の検討を加えて頂いた。介護保険制度に対する正確な理解は、制度の持続性を確保するとともに、地域における保健医療・福祉の活動に不可欠である。